

防災・危機管理部

No. 6

制度名	消防防災設備災害復旧費補助金	主管課名 消防安全課 消防総務 G 問合せ先 029-301-2873															
目的・趣旨	東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体が行う同法第7条の消防の用に供する設備の復旧に要する経費について補助金を交付する。																
<p>〔対象団体〕            東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体            (特定被災公共団体である市町村の加入する一部事務組合を含む。)</p> <p>〔対象事業〕            消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、はしご付消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、高発砲車、屈折放水塔車、大型高所放水車、泡原液搬送車、特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム、自然水利活用遠距離送水システム、自然水利活用小型動力ポンプ連結送水システム、小型動力ポンプ付水槽車、小型動力ポンプ付水槽車(林野火災対策用)、林野火災工作車、指揮車、電源車、給水車、起震車、震災工作車、消防艇、救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、テロ対策用特殊救助資機材、救急用資機材、震災初動対応資機材、林野火災対策用資機材、消防団設備総合整備事業、自主防災組織資機材等整備事業、消防救急無線設備、防災行政無線設備、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、震度情報ネットワークシステム、ヘリコプターテレビ伝送システム(地上設備)、その他の消防の用に供する設備</p> <p>〔補助要件等〕            対象事業ごとに交付要綱で規格が定められている。</p> <p>〔対象経費〕            設備の整備費に必要な経費</p> <p>〔補助限度額等〕            補助対象経費の3分の2以内(補助基準額なし)</p> <p>〔経費負担割合〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災設備災害復旧事業</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〔2年度当初予算額〕 90,000千円(国費)</td> <td colspan="4">〔2年度補助対象団体〕 令和2年4月頃決定予定</td></tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕            • 翌年度の補助金要望調査について、前年度の12月～2月頃に実施している。</p>			区分	国	県	市町村	その他	消防防災設備災害復旧事業	2/3	—	1/3	—	〔2年度当初予算額〕 90,000千円(国費)	〔2年度補助対象団体〕 令和2年4月頃決定予定			
区分	国	県	市町村	その他													
消防防災設備災害復旧事業	2/3	—	1/3	—													
〔2年度当初予算額〕 90,000千円(国費)	〔2年度補助対象団体〕 令和2年4月頃決定予定																